

(令和5年度一般予備費)

ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の 特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業

ALPS処理水関連の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定国・地域依存を分散し、持続的・安定的に水産業のなりわいが継続できるよう、水産物の新たな需要構造を構築することを目的とし、次の1. 新規需要開拓等事業及び2. 国内加工体制の強化対策事業により支援します。

1. 新規需要開拓等事業

申請者の要件

組合等(漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合)、水産加工業者、又は、これら以外のもの(公財)水産物安定供給推進機構が必要と認める団体等

対象水産物

ほたて、なまこ

支援内容

1. 補助率 **10/10**
2. 補助金額 上限・下限なし
(収入から支出を控除した損失額と補助対象経費のいずれか低い額)
3. 補助対象経費
 - ・保管料、入出庫料、保管するための加工料、運搬料
 - ・金利(買取代金及び金利を除いた補助対象経費に係る借入利息)
 - ・新規需要開拓費(買取代金及び補助対象経費の合計額に15%を乗じた金額(販売先が海外の場合は20%))

(注1) 令和5年8月24日以降に発生した経費が対象

(注2) 事業内容等の詳細につきましては、下記(ウ)の募集HPをご参照ください。

事業実施主体(事務局)

(ア)公益財団法人水産物安定供給推進機構

(イ)電話番号:03-3254-7044

(ウ)募集HP(URL):<http://www.fishfund.or.jp/jigyou11.html>(外部リンク)

(エ)E-mail:alps2@fishfund.or.jp

【1. 新規需要開拓等事業のお問い合わせ先】

水産物安定供給推進機構

電話:03-3254-7045

2. 国内加工体制の強化対策事業

対象となる方

水産加工業者又は、左記以外のもので事務局が必要と認める団体等

対象水産物

ほたて、なまこ

または、輸入規制強化の対象となった品目のうち、当該申請者又は当該申請者が取り扱う対象品目の生産者若しくは生産者が組織する団体にとって、販売量又は販売額に占める輸入規制強化を行った国・地域への輸出量又は輸出額の割合（以下「輸出依存度」）が高く（2割以上）、年間の販売額が100万円以上の品目であって、事務局が認める品目

支援内容

1. 補助率 ①人材活用等支援(10/10)、②機器導入等支援(2/3)

2. 補助金額 ①、②上限・下限なし

3. 補助対象経費

①人材活用等支援

- ・作業員獲得経費
- ・新たに雇用した作業員に係る人件費(上限1人月あたり5万円)
- ・新たな又は追加の作業に係る人件費(上限1人月あたり3万円)

②機器導入等支援

・機器導入費用(自動選別機、洗浄機、自動殻むき機、トンネルフリーザー、原貝自動供給システム、魚肉採取機、オートヘッダー、フィレマシーン、ミートほぐし機、深絞り充填機等の導入に必要な経費)

(注1) 令和5年8月24日以降に発生した経費が対象

(注2) 事業内容等の詳細につきましては、下記(ウ)の募集HPをご参照ください。

事業実施主体(事務局)

(ア)全国水産加工業協同組合連合会

(イ)電話番号:03-3662-2040

(ウ)募集 HP(URL):[ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業 | 全国水産加工業協同組合連合会 \(zensui.jp\)](#) (外部リンク)

(エ)E-mail:alps-info@zensui.jp

【2. 国内加工体制の強化対策事業のお問い合わせ先】

全国水産加工業協同組合連合会

電話:03-3662-2040